

鳥取県立厚生病院オープンシステム実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取県立厚生病院（以下「病院」という。）と鳥取県中部医師会（以下「中部医師会」という。）との緊密な連携のもとに医学の進歩に対応し、医療技術の向上を図り、包括的で一貫性のある医療を住民に提供するため、病院に開放型病床を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（業務）

第2条 鳥取県立厚生病院オープンシステム（以下「オープンシステム」という。）では、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- （1）開放型病床入院業務
- （2）病院と診療所との研修会等

（地域連携センター）

第3条 このオープンシステムの事務処理は、厚生病院地域連携センター（以下「地域連携センター」という。）で行う。

（登録医師及び登録時期）

- 第4条 登録医師とは、鳥取県中部医師会長（以下「中部医師会長」という。）及び鳥取県立厚生病院長（以下「病院長」という。）が認めた中部医師会に所属する医師で、病院において作成する登録医師名簿（様式1）に登録された第2条の業務に当たる医師をいう。
- 2 登録医師名簿への登録を希望する者は、登録医師申請書（様式2）を作成して、中部医師会を経由し、中部医師会長の推薦を受け、病院に提出する。
 - 3 病院は登録医師名簿を作成し又は修正した場合は、直ちに中部医師会及び該当医師に対して、登録医師名簿に登録あるいは修正を加えた旨を通知するものとする。

（登録期間）

- 第5条 登録期間は、登録医師名簿に登録された日から登録された日の属する年度の末日までとする。
- 2 前項の登録期間は、次条に定める場合を除き、登録期間の翌年度の末日まで延長するものとし、以降も同様とする。

（登録の取り消し）

- 第6条 中部医師会は、登録不適当と認められる登録医師の取り消しを病院長に具申することができる。
- 2 病院は、前項の具申を受理した場合は、必要に応じて事実確認等を行い、当該具申に係る登録医師の登録を不適当と認める場合は、当該医師の登録を取り消し、登録医師名簿を修正した上で、中部医師会及び当該医師に通知するものとする。
 - 3 登録医師は、自己の都合で登録取り消しを申し出る場合、その旨を病院に申請し、承認を得るものとする。
 - 4 病院は、前項の承認をした場合は、当該医師の登録を取り消し、登録医師名簿を修正した上で、中部医師会及び当該医師に通知するものとする。

(登録医師の責務)

- 第7条 登録医師は、緊急時の連絡先を必ず地域連携センターに連絡しておかなければならない。
- 2 登録医師は、オープンシステムに基づく診療業務の従事に当たっては、病院に係る条例、規則その他の規程を遵守するとともに、病院医師と共同して診療上の責務を負うものとする。
 - 3 登録医師の過失により病院に損害を与えたときは、登録医師は、賠償の責任を負わなければならない。
 - 4 登録医師は、病院が開催する学術的会合に出席し、生涯教育の研鑽に努めるものとする。

(開放型病床)

- 第8条 病院は、2階病棟に1床、4階病棟に3床、5階病棟に2床、6階病棟に3床、7階病棟に3床の計12床の開放型病床を確保し運用する。
- 2 病院は、治療上の理由及び診療科の相違等必要に応じて、前項の開放型病床以外の病床にも入院できるよう弾力的な運用に努めるものとする。また、病院はオープンシステムに係る緊急入院に備えるため、予備病床の確保に努めるものとする。
 - 3 病院は、開放型病床に空床がある場合、当該空床をオープンシステム以外の用途に供することができる。ただし、この場合において、オープンシステム用途に供する必要性が生じたときは、病院は、原則として2日以内に病床を空けるものとする。
 - 4 病院長は、開放型病床の円滑な運営を図るため、病院医師を開放型病床医長及び開放型病床副医長に指名するものとする。

第9条 削除

(開放型病床への入院手続等)

- 第10条 登録医師は、患者へのオープンシステムに基づく入院の指示に当たっては、当該患者に対し、オープンシステムの内容を十分に説明し、患者の同意を得なければならない。
- 2 登録医師は病院医師に対しオープンシステムの利用を希望する旨を診療情報提供書に記入するなどの方法により申しでる。
 - 3 開放病床医長は、登録医師から申し出のあった患者の入院の可否を決定するとともに、病院長と協議をして開放病床担当医（以下「担当医」という。）を決定し、登録医師に連絡するものとする。
 - 4 登録医師は、入院依頼票（様式3）を地域連携センターに送付する。
 - 5 病院は、前項の入院依頼票を受理したときは、入院予約票（様式4）を当該登録医師へ送付する。
 - 6 診療情報提供書（厚生労働省が定める「診療情報提供料の算定に係る診療情報を示す文書」）は、登録医師又は患者が病院医師に届ける。
 - 7 開放型病床に係る患者の入院手続きは、病院の通常の入院手続と同様の取り扱いとする。
 - 8 病院は、開放型病床に係る入院患者に関する事項を受付簿（様式5）に記入し、開放型病床の利用状況が把握できるようにする。
 - 9 開放型病床に係るb入院の受入時間は原則として平日の午前9時から午後4時とする。

ただし、緊急入院の必要があるときは、この限りではない。なお、この場合、必要な手続きは入院後に行っても差し支えないものとする。

(入院期間)

第11条 開放型病床に係る入院期間は、原則として2週間以内とする。

(診療)

第12条 診療方針の決定及びその変更は、登録医師及び担当医（以下「両医師」という。）が協議して行う。直接の診療行為は、担当医が行う。

2 両医師が不在で連絡が取れない場合、又は緊急を要する場合は、当該診療科医師又は当直医師が両医師に代わり診療に当たるとともに診療録に記載し、事後担当医に診療内容を報告するものとする。

3 登録医師は、来院の際には、病棟備え付けの来院簿（様式6）に記入し、白衣を着用しネームを付けるとともに、開放型病床のある病棟看護師に来院を告げ診療に当たる。

4 登録医師による診療は、原則として午後1時から午後5時までの間に行うものとする。なお、やむを得ず診療開始及び診療終了時刻が午後5時以降になる場合は、登録医師は予め開放型病床のある病棟の看護師にその旨を連絡するものとする。またこの場合において、診療は遅くとも午後8時までに終了しなければならない。

5 登録医師の診療時には、病院の医師又は看護師は可能な限りこれに協力するものとする。

6 登録医師による患者の診療は、病室、病棟詰所又は診療に必要な医療機器の設置場所において行う。

7 診療録については、オープンシステムに係る表示を電子カルテ掲示板等に入力して注意喚起する。

8 登録医師は、診療録に「開放型病床登録医師指導」の旨入力した後に、診療内容を入力する。この場合、登録医師の診療所の同患者の診療録にも同様に指導等の内容を記載しておかなければならない。

9 診療録の記載については、第三者の判読可能な記述、日本語の使用等、鳥取県立厚生病院診療録記載基準を遵守するものとする。

10 患者に緊急事態が生じた場合、病棟の看護師は直ちに担当医（担当医が不在の場合は、病院の当該診療科の医師又は当直医師）に連絡する。登録医師への連絡は、担当医の判断で必要に応じて行う。

(転院、転棟・転科)

第13条 患者の退院及び退院時の療養指導については、両医師が協議し決定する。

2 前項の場合、登録医師の診療録には、開放型病院において当該患者の退院時指導を行った事実を記載し、病院の診療録には「開放型病床登録医師指導」及び「共同退院指導」の入力をして、登録医師の指導が行われた旨を記録する。

3 退院要約は、病院の様式を使用して担当医が作成し、登録医師、病院双方が保管する。

4 両医師は、協議の上必要に応じて、患者を開放型病床からICU、外科等他の病棟・診療科に転棟・転科させることができる。なお、転科は、両医師及び転科先の診療科の医師と協議を行う。

(登録医師の診療報酬)

第14条 登録医師は、開放型病床に患者を入院させた場合、開放型病床登録医師指導の記録に基づいて、開放型病院共同指導料（Ⅰ）を請求する。

2 登録医師は、開放型病院共同指導料（Ⅰ）の算定について、患者に対し入院前に説明をしておくものとする。

(病院の診療報酬等)

第15条 病院は、開放型病床に患者を入院させた場合、開放型病床登録医師指導の記録に基づいて、開放型病院共同指導料（Ⅱ）を請求する。

2 病院は、開放型病床の患者に対して、入院時に開放型病院共同指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定について、説明書を配布して説明する。

(紛争)

第16条 紛争が生じた場合、病院及び中部医師会は共同してその処理に当たるものとする。

2 損害賠償を要することとなった場合、病院及び登録医師はそれぞれの責任に応じ、各々の加入している損害賠償保険により処理するものとする。

(運営協議会)

第17条 削除

(守秘義務)

第18条 登録医師は、原則として自己の入院依頼患者に限り、病院内情報を得ることができるものとする。

2 病院職員及び登録医師は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(登録医師の研修等)

第19条 登録医師は、病院の実施する症例検討会、院内学習会、カンファレンス等の行事に参加することができる。

2 登録医師は、病院の図書室等を利用できる。

(登録医師の被災)

第20条 登録医師がオープンシステムに基づく診療業務の従事中において災害を被ったときは、登録医師が加入する労働者災害補償保険、損害保険等により対処するものとし、病院による補償は行わない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるものの他、オープンシステムの運営に関して必要な事項については、病院長が中部医師会及び鳥取県立厚生病院地域医療支援委員会の意見を聞いて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

この要綱は、平成16年6月22日から一部改正施行する。

この要綱は、平成19年8月24日から一部改正施行する。

この要綱は、平成20年10月20日から一部改正施行する。

この要綱は、平成24年10月19日から一部改正施行する。

この要綱は、平成27年2月1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成29年9月25日から一部改正施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から一部改正施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から一部改正施行する